



2024年3月 No.224

ポルトガル語版 広報いわた 3月号 (日本語訳)

総住民数 166,611人
ブラジル人 5,190人
2024年1月末日

◆◆◆ 磐田市では「心と心の通い合うまち」を進めています ◆◆◆

ふれあい交流センター講座受講生を募集

日本語教室

日 時：4月7日(日)からの
毎週日曜日午前10時～正午

対 象：16歳以上の外国人

内 容：日常会話と読み書き

受講料：無料

持ち物：筆記用具

申 込：直接または電話で
ふれあい交流センターへ

※外国語での問い合わせは、
毎週日曜日午前10時～正午に受け付けます。

子ども英会話教室

日 時：5月11日(土)からの毎週土曜日
午後1時～4時のうち50分

対 象：小学生

内 容：英語に親しみ外国の文化に触れる

定 員：90人(1クラス15人)

受講料：2000円(年間)

申 込：4月13日(土)午前9時から
保護者向けの説明会を開催
午前8時30分から受け付けます。
申し込みはその場で行います。

問い合わせ先：ふれあい交流センター TEL：0538-32-5028 FAX：0538-34-2613

障がいのある方へ各種手当

特別児童扶養手当

対 象：身体、知的(精神)障がい(身体障害者手帳1～3級と4級の一部、療育手帳AとBの一部、または同程度の障がい)がある20歳未満の在宅の児童を養育している方

障害児福祉手当

対 象：身体、知的(精神)に重度の障がい(身体障害者手帳1級および2級の一部、療育手帳Aの一部または同程度の障がい)がある20歳未満で在宅の方

特別障害者手当

対 象：身体、知的(精神)に重度の障がい(①身体障害者手帳2級以上の障がい重複②身体障害者手帳2級以上の障がいと3級の障がい重複③身体障害者手帳2級以上の障がいと療育手帳A重複④、①～③と同程度の障がい)がある20歳以上で在宅の方

その他：支給決定には原則として所定の診断書による審査判定が必要です。本人、配偶者、または扶養義務者の所得が一定額以上あると支給されません。

詳しくは、福祉課(iプラザ3階)へお問い合わせください。

問い合わせ先：福祉課(iプラザ3階) TEL：0538-37-4919 FAX：0538-36-1635

☆いわたホッとメール：携帯電話やパソコンなどでポルトガル語の情報を受け取りましょう！☆

磐田市からのお知らせや、救急医療機関・イベント情報を配信するシステムです。

登録手順は、こちらをご覧ください。

<https://m.sugumail.com/m/iwata/home>

◆問い合わせ：自治デザイン課 TEL：0538-37-2118 FAX：0538-32-2353



令和6年度 軽自動車税(種別割)の減免申請

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳を令和6年4月1日現在お持ちの方のために使用する軽自動車などは、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免が受けられます。

申請期間：4月1日(月)～5月24日(金)

申請場所：市民税課(本庁舎1階)、各支所市民生活課

対 象：①障がいのある方が所有する車両(身体に障がいのある方が18歳未満の場合や知的・精神に障がいのある方の場合は、生計同一の方が所有する車両を含む)で、障がいのある方や生計同一の方、常時介護する方が運転する車両

②身体に障がいのある方のための専用構造車両

持 ち 物：①対象となる手帳(複数の手帳をお持ちの場合は全ての手帳)、運転する方の運転免許証(コピー可)、車検証(令和6年以降交付の場合は自動車検査証記録事項(コピー可)も必要)、マイナンバーカードまたは通知カード、常時介護証明書(生計同一でない方が運転する場合)

②については市税課へお問い合わせください。

そ の 他：障がいの等級や内容によっては該当しない場合もあります。また自動車税(普通車)の減免や障害者タクシー券との併用はできません。令和5年度に減免を受け、現在もその車両を所有する方には3月末に申請書を郵送します。

問い合わせ先：市税課(本庁舎1階) TEL：0538-37-3767 FAX：0538-33-7715

固定資産税納税通知書を発送します

固定資産税額の確認と納付をお願いします

【固定資産税の確認】

固定資産税は令和6年1月1日時点で、土地や家屋、償却資産(事業用資産)を所有する方に納めていただく税金です。

納税通知書と課税明細書は、4月下旬に併せて発送しますので、課税内容の確認をお願いします。

※令和6年1月1日時点で所有する固定資産が令和6年度の課税の対象となりますので、次に該当する場合は、資産税課へご連絡ください。

- ①所有権移転登記を済ませたが、宛名が変わっていない
- ②記載のない土地や家屋を所有している
- ③記載のある家屋を取り壊した
- ④登記されていない家屋の相続や贈与、売買をした

【固定資産税評価額の縦覧】

令和6年度の課税の基礎となる面積や課税地目、評価額などが無料でご覧いただけます。

▼縦覧 期 間：4月1日(月)～5月31日(金) ※土・日曜日、祝日を除く

▼縦覧 場 所：市民税課(本庁舎1階) ※各支所は、自己資産の閲覧は可

▼縦覧できる方：市内の土地・家屋の納税者、納税者と同じ世帯の親族、納税者から委任された方

▼持 ち 物：運転免許証など本人確認ができるもの

【固定資産の評価替え】

評価替えとは、定められた基準に基づき、資産の価格の変動に対応して評価額を適正で均衡のとれた価格に見直す作業のことをいいます。令和6年度は3年に1回の評価替えの年度となります。令和7年度、令和8年度は原則として評価額を据え置くこととされています。

【納付について】

納付は口座振替やスマートフォン決済が便利です。

問い合わせ先：市税課(本庁舎1階) TEL：0538-37-4809 FAX：0538-33-7715

市民農園利用者を募集します

「市民農園」は、農業者以外の市民が野菜の栽培を通じて土に親しみ、農作物を育てる小面積の農園です。市内に開設している市民農園の空き状況（R6.1月時点）は下記のとおりです。利用を希望される方は、直接各申込先へ連絡してください。※空き区画数は変動している場合があります。

名称	所在地	区画数	空き数	面積 (㎡)	利用料金 (年間)	申込先
とよおかふれあい農園	上神増	34	11	40	5,230円	新規申込 遠鉄アシスト株式会社 ☎053-467-7006 その他 農林水産課 ☎37-4813
夢農園RYUYO	駒場	60	0	49	6,280円	※夢農園RYUYOの最新の空き数は上の電話番号にお問合せください。

問い合わせ：農林水産課（西庁舎1階）TEL：0538-37-4813 FAX：0538-37-1184

障害者タクシー利用料金助成券を交付

受付開始日：令和6年4月1日（月）

申請 場所：iプラザ3階 福祉相談課（4月1日（月）～5日（金）まで、iプラザ2階特設会場にて受付）各支所市民生活課

※市役所本庁舎では手続きできませんのでご注意ください。

対 象：市内在住・在宅で、1～3級の身体障害者手帳、療育手帳、1・2級の精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、特別児童扶養手当1級対象の方、または障害児福祉手当受給の方

※令和5年度の自動車税・軽自動車税の減免を受ける方は助成を受けられません。

内 容：600円の助成券を年間48枚交付

（1乗車の支払金額が1,200円以上の場合は2枚まで利用可能）

持 ち 物：対象となる方の障害者手帳または受給者証

問い合わせ先：福祉課（iプラザ3階） TEL：0538-37-4919 FAX：0538-36-1635

ポルトガル語版広報いわたを電子化します

ポルトガル語版広報いわたを、2024年6月号から電子化します。

そのため、紙媒体の紙面は無くなり、FacebookとHPへの掲載のみとなります。

スマートフォンなどをお持ちの方は、以下QRコードから外国人情報窓口のFacebookページをフォローしてください。

スマートフォンなどを持っておらず、紙媒体でしか確認できない方は、問合せ先に記載の電話番号へご連絡ください。



問い合わせ先：自治デザイン課 TEL：0538-37-2118 FAX：0538-32-2353

毎年4月2日は、「世界自閉症啓発デー」です

「共生社会」の実現を願って =誤解されやすい自閉スペクトラム症=

私たちは皆、それぞれに異なる感性と個性を持ち、それを認め合い、互いに支え合いながら暮らしています。

自閉スペクトラム症の方は、アンバランスな発達により、まわりの方たちには理解できない行動をあらわすことがあります。多くの方の目には変わった行動に映るかもしれませんが、そのために偏見や誤解が生じてくるのです。

自閉スペクトラム症の方の行動の意味を考え、「よい点」を見つけるようにして頂くと、自閉スペクトラム症の方は社会の中で生き生きと暮らすことができます。

自閉スペクトラム症をはじめとする発達障害のある方、またその家族やきょうだいたち、そして共に生きる地域のすべての方たちが自分らしく安心して暮らしていくために大切なのは周囲の理解です。

皆さんのご理解とご支援をお願いします。

「世界自閉症啓発デー」とは

国際連合は、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」と定めています。日本でも4月2日から8日までを「発達障害啓発週間」とし、イベント開催や建物のブルーライトアップなどを行い、広く啓発活動に取り組んでいます。

青（ブルー）で伝える

世界自閉症啓発デー日本実行委員会は、癒しや希望などを表す色である「青」を自閉スペクトラム症や発達障害を理解していただくためのシンボルカラーとして使用しています。

磐田市では、4月2日に今之浦公園の屋根付き広場が青色にライトアップされます。



問い合わせ先：こども未来課（iプラザ3階）TEL：0538-37-2761 FAX：0538-37-4631

日本のホワイトデー

ホワイトデーはバレンタインデーのお返しの日です。
 ホワイトデーは、男性が女性にもらったチョコレートのお返しをします。
 お返しの贈り物は、チョコレートである必要はないです。
 スカーフやティベアなど、相手が喜ぶ物であればなんでも良いのです。
 みなさんも、ぜひこのイベントを体験してみましょう。

夜間・休日急患診療

★急患センターでの診療は急で比較的軽い症状の受診になります。
 ▶ところ：磐田市急患センター（上大之郷51）TEL：0538-32-5267



	日曜・祝日・年末年始	毎日
受付時間	8:45~11:30・13:45~16:30	19:15~22:00
診療時間	9:00~12:00・14:00~17:00	19:30~22:30
診療科目	内科・小児科・外科	内科・小児科 ★夜間の外科診療はできません

※上記の時間以外は、磐田市立総合病院へ

発行：磐田市役所 自治デザイン課 ダイバーシティ推進室 TEL：0538-37-2118

広報広聴・シティプロモーション課 TEL：0538-37-4827 〒438-8650 磐田市国府台3-1

★磐田市役所のいろいろな取り組みのひとつとして、広報いわたを通じて、日常生活に必要な情報をポルトガル語で提供しています（インターネットでもご覧になれます <https://www.city.iwata.shizuoka.jp/languages/portuguese/info/index.html>）
 広報をよりよくしていくために、みなさまの声をお聞かせください。

Mail：chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp